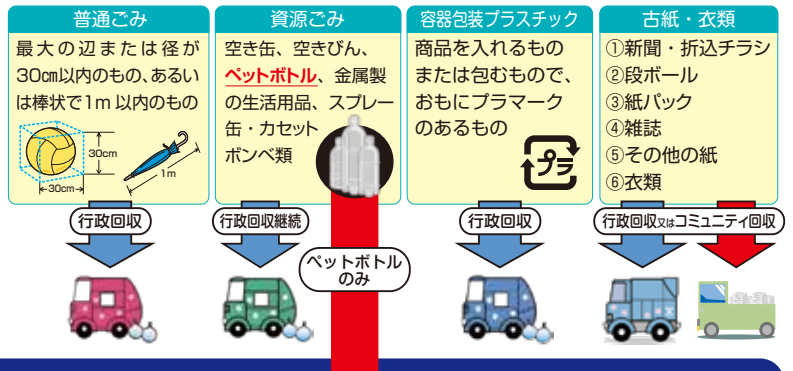


みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト (新たなペットボトル回収・リサイクルシステム)

現在、大阪市・許可業者が「資源ごみ」として収集している家庭から排出される“ペットボトル”について、本取組を実施していただく**地域活動協議会等**(原則、小学校区単位)の**地域コミュニティ**と**参画事業者**が、連携協働して回収する活動です。

※空き缶、空きびん、金属製の生活用品、スプレー缶・カセットボンベ類はこれまでと同様に大阪市が「資源ごみ」として収集します。



みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト



みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクトでは、**ペットボトルからペットボトル**等へリサイクルをしていくため、質の高いペットボトルを排出することが重要となります。



行政回収と区分して排出されたペットボトルを参画事業者が回収

ペットボトルの分別方法

- ①「キャップ」と「ラベル」をはずしてください
- ②中身を出してさっと水洗いしてください
- ③できるだけつぶして、中身の見えるごみ袋に入れてお出してください



※キャップの下についているリングは外さなくても大丈夫です
※「キャップ」と「ラベル」は容器包装プラスチックにお出ください

ペットボトルの出し方

みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト
参画事業者が回収

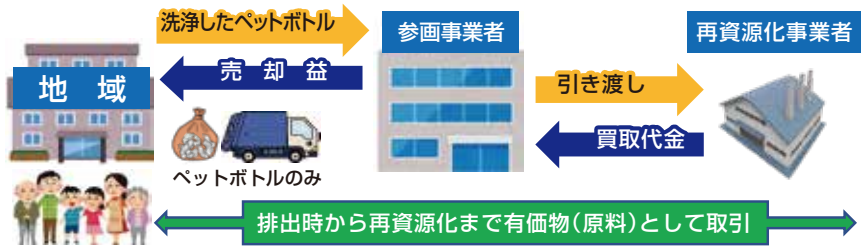


ペットボトルのみ
“行政回収と区分する”
大阪市の「ごみ収集がない曜日」や「古紙・衣類」「普通ごみ」の収集曜日を「地域回収曜日」として指定する等

※資源ごみ収集はこれまでと変わらず、収集します。

みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト

地域活動協議会等(原則、小学校区単位)の地域コミュニティと契約した参画事業者がペットボトルを「有価物」として回収し、再資源化事業者へ直接引渡すことで、そこで得た売払費用から参画事業者の回収経費等を差し引いたものを地域コミュニティへ売却益として還元します。



Q. 資源集団回収で取り組むことはできるの?

A. 資源集団回収では取り組むことができません！ペットボトルは、古紙・衣類等と異なり、廃棄物処理法上における「専ら再生利用の目的となる廃棄物」とならず廃棄物に分類されますが、この取組では、事業者が経済合理性に基づいた適正な対価をもって、地域コミュニティと有償で売買契約を締結することを条件としていることから、ペットボトルを廃棄物ではなく「有価物」として取り扱います。

なお、この取組は地域活動協議会等(原則、小学校区単位)の規模で活動する必要があります。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました

2022年4月に施行されたこの法律では、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクル全般において、事業者・自治体・消費者で3R+Renewable(再生プラスチック・再生可能資源等)の取組を促進していくことが求められています。

市民の皆さんには、日々の生活の中で、プラスチックの資源循環がより一層進んでいくよう、ご協力をお願いいたします。